

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;">秋田県簡易型 I C T 活用モデル工事試行要綱 (令和2年9月10日技管-301)</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p>（モデル工事の対象工種）</p> <p>第5条 モデル工事の対象となる工種は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ～ (5)（略）</p> <p><u>(6) 構造物工（橋梁上部）</u></p> <p><u>(7) コンクリート堰堤工</u></p> <p>第6条 ～ 第8条（略）</p> <p>（実施報告）</p> <p>第9条 モデル工事<u>を</u>実施した際には、発注者は技術管理課へ報告するものとする。</p> <p>第10条 ～ 第14条（略）</p> <p>（その他）</p> <p>第15条 この要綱に定めるもののほか、モデル工事に関し必要な事項は、次に掲げるものを適用する。</p> <p>(1) 対象工種毎の「秋田県 I C T 活用モデル工事実施要領（実施編）」</p> <p>(2) 対象工種毎の「秋田県 I C T 活用モデル工事実施要領（積算編）」</p> <p>2 ただし、次に掲げるものは適用しない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 構造物工（橋脚・橋台）、擁壁工、基礎工、<u>構造物工（橋梁上部）</u>、<u>及びコンクリート堰堤工</u>については、前項第2号のうち、「1-1」、「1-2」及び「4-3」</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年9月9日技管-333 一部改正） この要綱は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和4年3月1日技管-693 一部改正） この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和5年3月3日技管-1120 一部改正） この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">秋田県簡易型 I C T 活用モデル工事試行要綱 (令和2年9月10日技管-301)</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p>（モデル工事の対象工種）</p> <p>第5条 モデル工事の対象となる工種は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ～ (5)（略）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第6条 ～ 第8条（略）</p> <p>（実施報告）</p> <p>第9条 モデル工事の<u>実施が決定</u>した際には、発注者は<u>その都度</u>、技術管理課へ報告するものとする。</p> <p>第10条 ～ 第14条（略）</p> <p>（その他）</p> <p>第15条 この要綱に定めるもののほか、モデル工事に関し必要な事項は、次に掲げるものを適用する。</p> <p>(1) 対象工種毎の「秋田県 I C T 活用モデル工事実施要領（実施編）」</p> <p>(2) 対象工種毎の「秋田県 I C T 活用モデル工事実施要領（積算編）」</p> <p>2 ただし、次に掲げるものは適用しない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 構造物工（橋脚・橋台）、擁壁工、<u>及び基礎工</u>_____につ いては、前項第2号のうち、「1-1」、「1-2」及び「4-3」</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年9月9日技管-333 一部改正） この要綱は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和4年3月1日技管-693 一部改正） この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和5年3月3日技管-1120 一部改正） この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>

改正後（新）

改正前（旧）

附 則 （令和6年3月8日技管－851 一部改正）
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 （令和6年9月11日技管－412 一部改正）
この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則 （令和6年3月8日技管－851 一部改正）
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
